

特定同族会社の留保金額に対する税額の計算に関する明細書

事業年度		・	・	法人名		
円		定額基準額			円	
		2,000万円× $\frac{1}{12}$			16	
		所得金額 (別表四「48の①」)			17	
		非適格合併による移転資産等の譲渡利益額又は譲渡損失額 (別表四「37」)			18	
		受取配当等の益金不算入額 (別表八(一)「15」又は「31」から連結法人間配当等の額に係る金額を除いた金額)			19	
所		外国子会社等から受ける剰余金の配当等の益金不算入額 (別表八(二)「13」+別表十七(三の四)「17」の計)			20	
		受贈益の益金不算入額 (別表四「16」)			21	
得		法人税額の還付金等(過誤納及び中間納付額に係る還付金を除く。) (別表四「19」及び益金不算入附帯税(利子税を除く。)の受取額)			22	
		欠損金又は災害損失金等の当期控除額 (別表七(一)「4の計」+(別表七(二)「9」若しくは「21」又は別表七(三)「10」)			23	
基		新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除額 (別表十(四)「40」)			24	
		対外船舶運航事業者の日本船舶による収入金額に係る所得の金額の損金算入額 (別表十(五)「20」)			25	
準		対外船舶運航事業者の日本船舶による収入金額に係る所得の金額の益金算入額 (別表十(五)「21」又は「23」)			26	
		沖縄の認定法人の所得の特別控除額 (別表十(一)「9」、「12」又は「16」)			27	
額		国際戦略総合特別区域における指定特定事業法人の所得の金額の損金算入額 (別表十(二)「7」)			28	
		国際戦略総合特別区域における指定特定事業法人の所得の金額の益金算入額 (別表十(二)「9」)			29	
		認定研究開発事業法人等の所得の金額の損金算入額 (別表十(三)「7」)			30	
		認定研究開発事業法人等の所得の金額の益金算入額 (別表十(三)「9」)			31	
計		収用等の場合等の所得の特別控除額 (別表十(六)「18」+「33」+「38」+「43」+「48」)			32	
		肉用牛の売却に係る所得の特別控除額 (別表十(七)「22」)			33	
算		超過利子額の損金算入額 (別表十七(二の三)「10」)			34	
		課税対象金額等の益金算入額 (別表十七(三)「35」+別表十七(三の二)「22」)			35	
		所得等の金額 (17)－(18)＋(19)＋(20)＋(21)＋(22)＋(23)＋(24)＋(25)－(26)＋(27)＋(28)－(29)＋(30)－(31)＋(32)＋(33)＋(34)－(35)			36	
		所得基準額 (36)×40%			37	
		留保控除額 (15)、(16)又は(37)のいずれか多い金額)			38	
課		税留保金額 (8)－(38)			39	000
する税額の計算						
税額						
円						円
00	(40)	の	10%	相当額	44	
00	(41)	の	15%	相当額	45	
00	(42)	の	20%	相当額	46	
00	計 (44)＋(45)＋(46)				47	

別表三(一) 平二十六・十・一以後終了事業年度分

御注意 「15」欄には、「14」欄がマイナスであるときは、「10」欄の金額にそのマイナスの金額を加算した金額を記載します。また、「41」欄には、その金額に千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた金額を記載しますが、その端数が「39」欄で切り捨てた千円未満の端数より多いときは、これを切り上げた金額を記載します。